

社会権条約の個人通報制度選択議定書を批准し すべての国民の生活水準の権利確保を

米国サブプライムローン破綻の影響で、派遣切りによる生活困窮・社宅からの追い出しによるホームレスの大量発生などで揺れた昨年12月10日、世界人権宣言60周年を記念して国連総会で社会権条約の個人通報制度が満場一致で採択されたのをご存知でしょうか。ご承知のとおり、世界人権宣言は、文字通り「宣言」であり、実効性をもたせるため自由権条約と社会権条約の2つの条約を作り加盟国に批准を求め現在に至っています。自由権条約は、「恐怖からの自由」を実現するためのもので、市民的及び政治的権利に関する国際的な条約であり、社会権条約は、「欠乏の無い世界」を実現するためのもので、経済的、社会的及び文化的権利に関する条約です。自由権については、実現に制約がないことから、同時にオプション（選択議定書）として個人通報制度が作られました。社会権については、国家が国民の生活水準の向上を図るために社会政策として行うことが求められることから、見送られていましたが、今回、社会権を侵害された個人が直接国連に通報し、自国政府へ勧告してもらえる個人通報制度が満場一致で採択されたのです。わが国は、社会権条約は批准していますが、政府は、社会権は政府が裁量によって行う政策だから、不満があつ

ても個人が裁判所に直接請求しても実現してもらえない具体的権利ではないとしてきました。また、裁判所もこの考え方に追随し社会権は権利ではなく政策の宣言に過ぎないとする見方を通しています。

今回の社会権にかかる個人通報制度は、政府が選択議定書を批准しなければ使えません。しかし、満場一致で採択されたことから判るように、社会権条約が単なる宣言に過ぎない、社会権は権利ではないという論理は、国際的に通用しなくなったという画期的な出来事なのです。

二つの国際人権条約は前文で、個人が「他人及び属する社会に対し義務を負う」「条約の定める権利の増進・擁護のために努力する責任」があると定めています。国家に人権を尊重・遵守・助長する義務があるように、個人にも義務および責任があります。

国は、生活水準の権利の未曾有の危機を乗り切るために、短期的に資金をばらまくことで打開しようとしています。わが国が30年前に批准している社会権条約と日本国憲法に注目し、人権法を遵守することによって打開策を見出すべきだと考えます。個人通報制度を広め、その批准を求めていくことこそ喫緊の課題だと言えるのではないのでしょうか。

シリーズで学ぶ 裁判員制度

～ 第 6 回 ～

7月19日付毎日新聞の記事によると、裁判員制度がスタートした5月21日から7月17日までに、全国での裁判員制度対象事件の起訴人数は258人上ったと報じています。罪名別（未遂を含む）では、殺人と強盗殺人、組織犯罪処罰法違反（組織的殺人）が計40人、性犯罪は計41人となっています。

ちなみに津地検の起訴状況は、強盗致傷罪による起訴1件1人となっています。

公判前整理手続きが終わり、初公判を9月15日に開くことを決めた津地裁は16日、裁判員選任手続きの候補者68人あてに「呼び出し状」を送りました。当該裁判の裁判員等が確定しますと、三重県でもいよいよ裁判員制度による公判が開かれることとなります。

裁判員裁判の対象となる事件は重大な犯罪に限定されています。（裁判員法2条1項）すなわち、①法定刑に死刑・無期懲役・無期禁錮がある刑事事件、②裁判所法26条2項のいわゆる法定合議事件のうち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた犯罪事件が該当します。

津地検が起訴した事件は、強盗致傷罪ですが、刑法240条の条文を見ますと「強盗が、人を負傷させたときは、無期又は6年以上の懲役に処し、」（前段）「死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。」（後段）となっています。強盗致傷罪で起訴していますので、条文前段の無期又は6年以上の懲役に処すべき犯罪容疑で起訴されたこととなります。

強盗致傷罪は、裁判員裁判で扱われる可能性の最も高い犯罪（概ね3割）ですし、三重県で最初の起訴事例ですので、今回、取り上げて解説します。

（参考文献：船山泰範・平野節子「裁判員のための刑法入門」ミネルヴァ書房 数字は参考引用掲載ページ）

1. 強盗致死罪は2つに分けられる

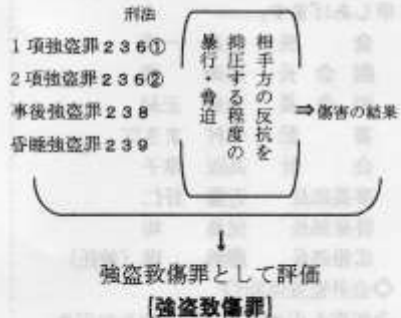
強盗致死罪は、①強盗犯人が、②強盗の際になした暴行・脅迫により、③被害者に傷害を負わせた場合です。強盗傷害罪は、犯人に傷害の意図のあった強盗傷人罪、暴行・脅迫の意図しなかったが、傷害結果が発生した強盗傷害罪の2つに分けられます。もしも裁判員に選ばれて量刑を決める際には、この点に注目して、強盗傷人罪にあたるか判断した場合には、強盗傷害罪よりも重い量刑を選択することになります。（P70）

2. 強盗罪の基本要件

強盗致傷罪の基本型は強盗罪で、いくつかのパターンがあります。手段としての暴行・脅迫は、いずれも相手方の反抗を抑圧する程度が要件となります。もし、暴行・脅迫の程度が要件を満たさない場合には恐喝罪（刑法249条）と傷害罪（刑法204条）になり、裁判員裁判の対象になりません。相手方の反抗を抑圧する程度の暴行・脅迫かどうかは、社会通念上一般的に被害者の反抗を抑圧するに足る程度のものであるか否かという客観的基準によって決定されるという判例があり、被害者の主観（心情）を基準とするものではないことに留意する必要があります。（P70-71）



たとえば、深夜、人通りの少ない路上で、ナイフを示して脅迫し、金を奪う行為は、被害者が実際には反抗を抑圧されていなくても、強盗既遂罪が成立します。



3. 強盗傷害罪となる要件

強盗致傷というためには、①強盗の機会に暴行・脅迫がされると共に、②暴行・脅迫と傷害との間に因果関係が必要です。例えば、強盗犯人が金銭要求のため被害者に日本刀を突きつけたところ、被害者が救いを求めて日本刀にしがみつき、犯人が刀を引いたため切傷を負ったケースでは、①②の条件を満たしているとされ、強盗致傷にあたります。また、強盗から逃げる際に、転落して負傷した場合には、②が認められ、強盗致傷が成立します。これに対し、前日強盗を行い盗んだ品を運搬中に警官に見つかり、逮捕を免れるため暴行し怪我を負わせた場合には①の要件を欠くため強盗致傷罪には当たらず公務執行妨害罪(刑法95条1項)になりますので裁判員裁判の対象になりません。(P71)

■事件の起訴
↓
■公判前整理手続
裁判官、検察官、弁護人が争点や日程を決定
↓
■呼び出し状届出
初公判の6週間前までに発送

●1日目
9:30 裁判所に集合、選任手続き開始
事件の説明後、裁判長の質問に答える
11:30 裁判員6人を決定、宣誓
12:00 昼食＝行動は自由
13:30 公判スタート
起訴状朗読、被告の認否
13:40 検察側、弁護側双方が立証しようとする主張を明らかにする冒頭陳述
14:30 検察、弁護側が採用された証拠の説明
15:15 目撃者の証人尋問
16:15 初日の審理終了、中間評議
18:00 会社に戻って残業＝評議の内容を同僚に話すのは禁止

●2日目
9:30 裁判所に集合
10:00 被告人の証人尋問
12:00 昼食
13:00 被告の父の証人尋問(情状)
13:30 被告人側
15:45 被害者の意見陳述
16:00 2日目の審理終了、中間評議
17:00 裁判所を出る。新聞記者らしき人がいたがこちらを見ているだけ＝接触は許されない
19:00 帰宅＝家族に感想を話すのは可能

●3日目
9:30 裁判所に集合
10:00 検察側が事件への最終意見を述べ、被告に科すべき量刑を主張する論旨求刑
10:30 被害者が求刑意見
10:35 弁護側が情状酌量を求め最終弁論
10:50 被告の最終陳述、結審
11:00 最終評議
12:00 昼食
13:00 最終評議再開
有罪・無罪の判断、量刑の協議
16:00 判決言い渡し、職務終了
16:30 記者会見＝実名を出すのも可能
19:00 帰宅＝評議の内容などに關する守秘義務は生きている

※公判が3日で終わる場合、模擬裁判をアレンジ。裁判員が審理に参加するのは1審のみ。控訴審と上告審の審理は従来通り

毎日新聞朝刊 2009. 5.22

ある裁判員(会社員)の強盗致傷事件での裁判シミュレーション

お知らせ

◆2009年度行事予定◇

□主な行事予定は次のとおりです。

ただし、都合により日程変更することがあります。開催に当たっては、その都度、広報やチラシ等で事前にお知らせします。

◆地区懇談会◆

- 7月16日(木)西阿倉川ブロック
- 7月24日(金)末永・本郷ブロック
- 7月31日(金)野田・清水ブロック
- 8月7日(金)東阿倉川町・万古町・阿倉川町ブロック
- 9月11日(金)三ツ谷ブロック
- 9月18日(金)松ヶ丘・阿倉川新町ブロック

◆人権を考える集い◆

- 10月3日(土)海蔵小学校体育館
講師に、中部大学教授の谷山鉄郎氏をお迎えして、地球環境問題について、四日市公害問題をはじめ数々のご研究にもとづいてお話をいただきます。
エコ問題に関心をお持ちの方、何かに取り組んでみたいとお考えの方など、お問い合わせのうえ多数ご参加ください。

◆委員研修会◆

- 11月14日(金)第2回「人権とは何か」について
- 2010年
- 2月26日(金)第3回 同和問題

☆2009年度役員体制☆

6月1日の総会で以下のとおり選任されました。微力ですが、役員一同一生懸命頑張りますので、今後ともご協力ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長	川森 一成
副 会 長	藤岡 満
副 会 長	金原 正紀
書 記	今村 まき江
会 計	高阪 律子
事業部長	近藤 好仁
啓発部長	児島 均
広報部長	藤岡 満 (兼任)

◇会計監査体制◇

今年度も引き続き会計監査をお引き受け戴きましたので、よろしくお願い申し上げます。

会計監査	位田 昭夫
会計監査	堀部 美代子

◆ 図書購入 ◇

- ・いのちを語る (日野原重明ほか)
- ・貧困の僻地 (曾野綾子)
- ・おはよう！ヨシ子さん (嵐山光三郎)
- ・中学校でブルースかよ (深田悦之)
- ・機能不全家族 (星野仁彦)
- ・僕が僕に還る旅 (森津純子)
- ・友だちをいじめる子どもの心がわかる本 (原田正文)
- ・「ガマン」を教えれば「やる気」のある子に育つ (多湖輝)
- ・今こそ大切にしたい「しつけの一言」 (多湖輝)
- ・頭のいい夫婦 気くばりのすすめ (松本光平)
- ・レモンさんの子育てビタミン (山本シュウ)

(広報部)